



佐賀県公報

平成16年
9月10日
(金曜日)
第 12505号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○青少年に有害な図書等の指定

(五八四・こども課 一)

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称の変更

(五八五・長寿社会課 三)

公告

○随意契約の相手方等の公示

(健康増進課 三)

○サーモトレーサ及び付属品の購入に係る一般競争入札

(新産業課 三)

○大規模小売店舗の変更に係る意見

(商工課 五)

○土地改良事業の工事完了

(農地整備課 六)

○平成十六年度砂利採取業務主任者試験の実施

(河川砂防課 六)

正誤

◎平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第二号中訂正

(職員課 七)

○ 告 示

◎佐賀県告示第五百八十四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年九月十日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-117	コミック ダントツ! DANG-TOTSU 10月号	光彩書房	02402-10 ①10/23	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-118	Ladys Comic Special・AYA スペシャルアヤ 10月号	宙出版	09671-10	
"	16-119	失楽天 Chuッ スペシャル 9月号増刊	(株)ワニマガジン	16152-9 ①-2004-10/18	
"	16-120	レディースコミック [微熱] 10月号	セブン新社	09663-10	
"	16-121	コミック ザ・ベストMAGAZINE vol.015 ザ・ベストマガジンスペシャル 9月号増刊	KKベストセラーズ	14078-09 ①-2004-10/16	
"	16-122	KANGEKI VOL.4 ヴァッカ 10月号増刊	(株)バウハウス	07374-10 ①2004/10/16	
"	16-123	ストリートナンパ Don't 10月号増刊	(株)サン出版	06778-10 ①10/19	
"	16-124	うるるッ! URURU Vol.28 ホイップ 10月号増刊	(株)コアマガジン	08170-10 ①10/21	
"	16-125	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.082 9月号	KKベストセラーズ	04039-09	
"	16-126	ザ・ベストMAGAZINE No.245 10月号	KKベストセラーズ	14003-10	
"	16-127	月刊 メルフレ ボンバー NO-041 10月号	KKベストセラーズ	08513-10	

●佐賀県告示第五百八十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。
平成十六年九月十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	変更年月日
新 有限会社片刈健やかクラ ブ	杵島郡福富町大字福富三四〇八番地	平成一六・九・一
旧 有限会社片刈		

○ 公 告

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成16年9月10日

収支等命令者

佐賀県健康福祉本部健康増進課長 木村 慎吾

- 1 購入物品名及び数量 乳がん検診車 1台
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約とした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号の規定による。
- 4 一般競争入札の公告日 平成16年6月2日
- 5 随意契約の相手方を決定した日 平成16年7月20日
- 6 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 東芝メデイカルシステムズ株式会社佐賀営業所
所長 松岡正治

(2) 住 所 佐賀市駅南本町5番1号

7 契約金額 47,250,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県健康福祉本部健康増進課

(2) 所 在 地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年9月10日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神谷 俊一

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

サーモトレーサ及び付属品 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロナトロソ光研究センター

(4) 納入期限

平成16年11月30日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

<p>郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話 0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成16年9月17日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成16年9月17日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成16年9月24日 17時</p> <p>(3) 提出方法</p>	<p>書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟32号会議室</p> <p>(2) 期限 平成16年9月27日 10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成16年9月27日 10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p>
--	---

<p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年9月10日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>多久地域主導型ショッピングセンター 多久市北多久町大字小侍456番地</p> <p>2 届出の内容</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町村名 多久市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見</p> <p>(ア) 駐車需要の充足等交通に係る事項に係る意見</p>	<p>夜間駐車枠の呼びかけ看板設置のみでは不十分と思われるので、夜間駐車枠以外への駐車ができないような対策をお願いしたい。</p> <p>(イ) 歩行者の通行の利便の確保等に係る意見 来客者の駐車場から店舗入口までの誘導方法について配慮すること。</p> <p>(ウ) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る意見 なし</p> <p>(エ) 防災対策への協力に係る意見 なし</p> <p>(オ) 騒音の発生に係る事項に係る意見 なし</p> <p>(カ) 廃棄物に係る事項等に係る意見 a 廃棄物処理法等を遵守すること。 b 廃棄物等からの臭気についても十分な対応をお願いしたい。</p> <p>(キ) 街並みづくり等への配慮等に係る意見 なし</p> <p>(ク) その他の意見 上記アからキまでの指針の配慮事項に該当しない意見 2件</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要</p> <p>ア 周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の名</p> <p>(ア) 株式会社多久ショッピングプラザ 代表取締役 林口 民雄</p> <p>(イ) 個人 7名</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見</p> <p>(ア) 駐車需要の充足等交通に係る事項に係る意見 駐車場の夜間利用については、出入口5か所のうち1か所のみを解放し、里道西側駐車場への車の出入りを防止するよう求める意見 3件</p>
---	--

<p>(イ) 歩行者の通行の利便の確保等に係る意見 なし</p> <p>(ウ) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る意見 なし</p> <p>(エ) 防災対策への協力に係る意見 なし</p> <p>(オ) 騒音の発生に係る事項に係る意見 夜間の駐車場において、来店者及び外部からの侵入者による停車時の不必要なエンジン音の発生、空ぶかし等を防止するよう適切な措置を求める意見 4件</p> <p>(カ) 廃棄物に係る事項等に係る意見 なし</p> <p>(キ) 街並みづくり等への配慮等に係る意見 なし</p> <p>(ク) その他の意見 上記アからキまでの指針の配慮事項に該当しない意見 7件</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年9月10日から 平成16年10月9日まで</p> <p>有明町長 片淵弘晃から土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、有明町営土地改良事業(さがが農業農村振興整備)午間田地区の工事が平成16年3月25日完了した旨届出があった。 平成16年9月10日</p>	<p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <hr/> <p>砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成16年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。</p> <p>平成16年9月10日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 試験の日時 平成16年11月12日(金曜日) 午前10時から正午まで</p> <p>2 試験の場所 佐賀市内一丁目6番5号 佐賀県職員互助会館音楽室(当日の駐車場は、民間駐車場を御利用ください。)</p> <p>3 試験科目</p> <p>(1) 砂利の採取に関する法令</p> <p>(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)</p> <p>4 受験手続</p> <p>(1) 受付期間 平成16年10月1日(金曜日)から10月22日(金曜日)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。 平成16年10月22日(金曜日)の消印のあるものまで受け付けます。</p> <p>(2) 受付場所 郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県土づくり本部河川砂防課管理担当</p> <p>(3) 提出書類</p>
--	--

受験願書、返信用50円切手及び写真(提出前6月以内に撮影した正面上半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

(4) 受験手数料
8,000円(佐賀県収入証紙によること。)

(5) 受験願書の配布方法

ア 窓口配布

(ア) 配布期間

平成16年9月24日(金曜日)から10月22日(金曜日)まで

(イ) 配布場所

佐賀県県土づくり本部河川砂防課

イ 郵送配布

(イ) 配布期間

平成16年9月24日(金曜日)から10月15日(金曜日)まで

郵送を希望する方は、120円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封し
たうえ、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書請求」と朱書きし
て、下記(イ)まで郵便で請求してください。(平成16年10月13日(水曜
日)の消印のあるものまで受け付けます。)

(イ) 請求先

郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当

(6) 問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理担当

電話番号 0952-25-7161

5 合格発表

試験の合否にかかわらず、受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。

また、県庁本館の正面玄関横にある掲示板及び各土木事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

6 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。)

受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に河川砂防課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日等の閉庁日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	県土づくり本部河川砂防課 佐賀市内一丁目1番59号 (県庁新行政棟8階)

○ 証 書

平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第二号中記王

頁	箇 所	課	住
18	上段 右から十三行目	くらし環境本部廃棄物対策課	県土づくり本部土水道課

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年九月十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）